

令和7年度 輪島市くらし応援商品券加盟店規約

(目的・趣旨)

第1条 輪島市くらし応援商品券（以下「商品券」という。）を発行するにあたり、当該商品券の加盟店の定義、手続その他留意事項を周知させるため、輪島市くらし応援商品券加盟店規約（以下「本規約」という。）を定める。

(加盟店の定義及び登録手続等)

第2条 本規約において加盟店とは、輪島市内にある事業所のうち、商品券の加盟店申請書兼誓約書（様式第1号）を提出し、輪島市が承認した事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度輪島市プレミアム付商品券の加盟店であって、引き続き商品券の加盟店として輪島市が承認した事業所も加盟店とする。

3 加盟店は、事業者登録情報に変更が生じたときは、加盟店変更申請書（様式第2号）の提出のほか、口頭、電話その他の方法により輪島市に連絡を行うものとする。

(商品券の種類)

第3条 商品券は全ての加盟店で取扱いができる共通券1種類とし、その額面は1,000円とする。

(商品券の使用期間)

第4条 商品券を加盟店で使用できる期間は、令和8年3月1日から令和8年6月30日までとする。

(商品券の取扱い)

第5条 商品券の取扱いについては、次に掲げるところによる。

- (1) 加盟店は、市民から商品の購入及びサービス提供の対価等として商品券の使用申出があったときは、本規約の定めるところに従い、当該商品券を用いて代金決済を行う。
- (2) 加盟店は、商品券の使用を拒んではならない。ただし、次条に規定する場合は、この限りではない。
- (3) 加盟店は、商品券の使用者に対し、取引価格その他取引に付随するサービスについて、現金を用いて代金決済を行う顧客より不当な取扱いを行ってはならない。
- (4) 加盟店は、善良な管理者の注意をもって、偽造又は変造された商品券の店舗での使用その他不正行為の防止に努めなければならない。

(商品券の取扱禁止事由)

第6条 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、商品券を取扱ってはならない。

- (1) 次に掲げる商品の購入及びサービス提供の対価等として商品券を使用しようとする場合
- ①たばこ（電子たばこを含む。）
 - ②切手、図書券、プリペイドカード、商品券、ビール券その他換金性の高いもの
 - ③公共料金、税金及び保険料
 - ④保険診療の対象となる医療費（薬代）及び介護保険サービスの負担金
 - ⑤出資及び債務
 - ⑥現金との換金又は金融機関への預け入れ
 - ⑦特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- (2) 商品券が偽造又は変造されたものである場合
- (3) 商品券の使用者が商品券を違法に取得した場合又は違法に取得された商品券であることを知りながら使用しようとする場合
- (4) 商品券の汚損、破損等により管理番号の照合が不可能な場合又は商品券の3分の1以上が滅失している場合
- (5) 有効期限を経過した商品券を使用しようとしている場合

(換金)

第7条 加盟店が商品券を換金できる期間は、令和8年3月1日から令和8年7月31日までとする。

2 商品券の換金は、加盟店が輪島市に対し、使用された商品券と換金申請書（様式第3号）を提出することによって行う。この場合において、輪島市は、特別な事情があるときを除き、当該申請書の提出があった日から14日以内に、あらかじめ加盟店が指定する金融機関口座へ換金申請額を振り込むものとする。

(換金手数料及び振込手数料)

第8条 商品券の換金手数料及び振込手数料は、加盟店から徴収しない。

(紛争の処理)

第9条 商品券の使用に関して、加盟店と商品券の使用者との間に生じた取引に関する苦情又は紛争については、加盟店の責任で解決し、輪島市は一切の責任を負わないものとする。

附 則

本規約は、令和8年1月1日から施行する。